山武市農業委員会会議録

令和 3 年 8 月 5 日 開会 令和 3 年 8 月 5 日 閉会

令和3年第8回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月5日(木)午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招集者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4)農業振興地域整備計画(令和3年度第1回目)の変更に伴 う意見について
- (5) 令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)の決定について
- (6)農用地利用配分計画(案)に関する意見について
- (7) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (8) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員(16名)

欠席委員(1名)

出席農地利用最適化推進委員(17名)

欠席農地利用最適化推進委員(3名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長

ただいまから令和3年第8回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきたいと思います。

雲地会長、よろしくお願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 ありがとうございました。

本日の総会の日程を御説明いたします。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による 通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見

について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見

について

日程第7 議案第4号 農業振興地域整備計画(令和3年度第1回目)の

変更に伴う意見について

日程第8 議案第5号 令和3年度第5次農用地利用集積計画(案)の決

定について

日程第9 議案第6号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について

日程第10 議案第7号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第11 議案第8号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和3年8月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市

農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長

これより令和3年第8回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に 関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしま した。

欠席委員は議席番号17番鈴木委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号11番古谷委員、議席番号12番井野委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局

総会資料4ページから15ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は10件になります。そのうち農地法第3条の解約が1件、基盤強化 法利用権設定の解約が2件、機構法の解約が4件です。

全て貸付人と借受人による合意解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申 請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お 諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及 び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

譲渡人さんはもう既に譲受人さんのほうへ耕作をずっとお 願いしていて、今もきれいに耕作をされております。

譲渡人さんは後継者がいないので終活の形で、今回、譲渡 人さんが譲受人さんのほうへ結構な面積を渡しているような 形です。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いい たします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員から補足説明等を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

ただいま鈴木推進委員さんから説明のありましたとおり、 特に問題はないと思われます。 権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

議案第1号の2について説明します。

この申請は贈与による所有権移転です。

申請の理由は、譲受人においては経営規模の拡大を、譲渡 人にあっては勤め人の為、耕作できないということで、いと こであります譲受人に贈与をして耕作してほしいと希望する ものです。

現地を確認させていただきましたが、きれいに耕運されて おり、何ら問題もないと思われますので、よろしくお願いい たします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号3番佐藤委員から補足説明等を求めます。

佐藤委員

議席番号3番、佐藤です。

小川推進委員の説明のとおり、何も問題はないと思われま

す。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の菊 池委員から説明を求めます。

菊池推進委員

地区担当推進委員の菊池です。

議案第1号、3番について御説明いたします。

これは賃貸借権の設定であります。

現在、譲受人は畑をもう耕作しており、自然農法で無農薬、 無肥料でやっております。現在、オクラ、キュウリ、ラディ ッシュ、モロヘイヤ、トウモロコシ等を耕作して、地元とし ては何の問題もございません。

よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員

議席番号15番、鈴木です。

ただいま菊池委員さんから話があったように、地元として は何ら問題はございません。 よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(举手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の齋藤委員から説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第1号の4番について説明申し上げます。

今回の申請は売買による所有権移転でありまして、譲渡人におきましては、相続した田んぼを資産整理の為に、ずっと耕作していただいております譲受人に売買で所有権を移転したいということです。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員から補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。

ただいま推進委員の齋藤さんから説明のあったとおりです。 何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いをします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

議案第1号、申請番号5について、地区担当推進委員の石 橋委員から説明を求めます。

石橋推進委員

申請地区担当推進委員の石橋です。

議案第1号の番号5についてであります。

この申請は売買による所有権移転の申請です。

申請の理由は、譲受人においては申請地を父親の代より耕作しており、譲渡人にあっては後継者もなく、高齢のため売買となりました。

御説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号16番髙宮委員から補足説明等を求めます。

髙宮委員

議席番号15番、髙宮です。

ただいま石橋推進委員さんの申し上げたとおり、地元としても何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終

わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(举手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の齋藤委員から説明を求めます。

齋藤推進委員

議案第1号の6番について御説明申し上げます。

今回の申請は売買による所有権の移転でありまして、譲渡 人におきましては、高齢の為、経営規模の縮小、また、譲受 人におきましては、経営規模の拡大ということで、今回の所 有権の移転になりました。

よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員から補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号12番の井野です。

ただいまの件は齋藤推進委員の申したとおりでありまして、 何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

議案第1号、申請番号7から申請番号10については関連する案件ですので、一括して地区担当推進委員からの説明を求めるところではございますが、本日、地区担当推進委員欠席の為、隣接地区推進委員、加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員

隣接地区推進委員の加藤でございます。

この案件は譲受人が法人化に伴い、法人で貸借するという 形になりますので、よろしくお願いします。

議長

隣接地区推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、申請番号7から申請番号10について、一括して 当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等 を求めます。

古谷委員

議席番号11番、古谷です。

ただいま加藤さんに御説明いただきましたとおり、7から10に対して、権利者については農地所有適格法人以外の法人でありますが、農地法第3条第3項各号に適合するため、許可要件の全てを満たしております。

議長

推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし

ます。

議案第1号、申請番号7から申請番号10について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま す。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申 請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の 説明を求めます。

事務局

議案第2号番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

申請番号1について御説明いたします。

営農型太陽光発電設備の許可申請になります。

現在、落花生とブルーベリーを作付しております。申請人は勤め人ですが、休日を利用しまして栽培管理、農地管理等をまめに実施しております。何ら問題ないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の三橋敏子委員からの報告を求めます。

三槗委員

議席番号7番、三橋でございます。

本件につきまして現地調査をしてまいりましたが、ただいまの川島推進委員さんが御説明されましたように、きれいに

耕作されており、問題ないものと思います。一時的な利用であることから、許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査 員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を 付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付 すことに決定します。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申 請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お 諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部一括審議とします。

議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の 説明を求めます。

事務局

議案第3号番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第3号の1番については、今回の申請は転用に伴う使 用貸借権の設定であります。

譲受人は現在住んでいるアパートが手狭になったため、一戸建てを持ちたいということで、奥さんの父親名義の土地を借り、そこに家を建てたいということであります。南側、西側は道路で、東側、北側には住宅が建っており、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の増田委員からの報告を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

本件につきまして現地調査をしてまいりました。地区担当 推進委員の齋藤さんのほうから説明のあったとおりでござい ます。本件は第3種農地への専用住宅の建築であり、代替性 の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ない と思われます。したがって、許可相当と思われます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査 員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を 付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付 すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号2について、事務局から申請 概要の説明を求めます。 事務局

議案第3号番号2について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員

担当地区推進委員の伊藤です。

この案件は、以前、農振除外の申請があった土地でありまして、譲受人は譲渡人の義理の息子さんに当たります。現在、親の家に一緒に住んでいて、手狭になったので今回の申請になりました。この土地はかぎの手の土地になっていまして、使っていなかった土地です。地元としては問題ないと思います。

よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の三橋敏子委員からの報告を求めます。

三槗委員

議席番号7番、三橋でございます。

ただいま伊藤推進委員さんに御説明いただきましたが、本件は第1種農地への専用住宅の建築であり、原則として不許可になる案件です。しかし、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号2について、許可相当として意見を 付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付 すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号3について、事務局から申請 概要の説明を求めます。

事務局

議案第3号番号3について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

隣接地区推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員

隣接地区推進委員の布施です。

第3号議案の番号3について説明させていただきます。

転用に伴う賃貸借権の申請です。場所は国道から少し入ったところにありまして、隣は住宅が建っていまして、周りの農地にも影響がかなり少ないと思います。また、農業用施設用地に変更ということで問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の増田委員からの報告を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

本件について現地調査をしてまいりました。ただいま布施地区担当推進委員さんから説明のありましたとおりでございます。本件は駐車場及びトイレの建設ですが、既存の農畜産物、今回はイチゴですけれども、販売施設の利用の為に必要であり、また、既存の農産物販売施設と一体的に設置されるため、単なる駐車場及びトイレの建設ではなく、農業用施設の設置としての計画となります。したがって、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、許可相当と思われます。

議長

事務局からの概要説明、隣接地区推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号3について、許可相当として意見を 付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付 すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号4から申請番号6については 関連する案件ですので、一括して事務局から申請概要の説明 を求めます。

事務局

議案第3号番号4、5、6について、説明する。 (別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

引き続き議案第3号、申請番号4から申請番号6について、 関連する案件であり同じ地区の為、一括して審議することと してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありましたので、本件に関しては、一括 審議とします。

地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員の堀越です。

本件は、一時転用ということで、目的はJR構内の補修工事の為です。補修工事の資材を置くため、借用します。周りの隣接地に関しては何ら問題はございません。また、施工等、ここに記されているように、事業計画書内に書かれているとおりですと全く問題ないと思われます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の三橋委員からの報告を求めます。

三槗委員

議席番号7番、三橋でございます。

本件につきまして現地確認してまいりましたけれども、ただいま堀越推進委員さんに御説明いただきましたとおりで、周辺にも特に影響もなく問題はないものと思います。一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いた します。

議案第3号、申請番号4から申請番号6について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付 すことに決定します。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、農業振興地域整備計画(令和3年 度第1回目)の変更に伴う意見についてを議題とします。

最初に、重要変更分の案件番号1を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第5号、重要変更案件番号1について、説明する。 (別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の遠藤委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤でございます。

この重要案件につきましては、場所的にはちょうど八街と 山武市の境です。この場所は、畑は畑ですけれども、二方は 家が建っていまして、片方が山林で、もう反対側は植木を植 えておりまして、ここに家を建てても別に問題はないんじゃ ないかと思われます。建てる人は、この土地の持ち主のお孫 さんに当たる娘さんが結婚しまして、その旦那さんと子供さ んが1人おりまして、3人でここへ住みたいということで、 もし申請が通れば、このおじいさんの土地を耕していきたい ということをおっしゃっておりましたので、できれば許可を お願いしたいと思います。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の三橋委員からの報告を求めます。

三槗委員

議席番号7番、三橋でございます。

現地確認をしてまいりましたが、ただいま遠藤推進委員さんの御説明のとおりでございまして、代替性の検討、信用、 資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。 したがって、農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第 2項各号に該当しないため、転用の許可見込みはあると思われます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御 異議ない方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意

見を付すことに決定します。

次に、軽微変更分の案件番号1を議題とします。

事務局からの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第4号、軽微変更案件番号1について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。

東消防署移転、新設に当たり、説明させていただきます。

去年ですが、事前説明会に出席させていただきまして、農地に関しまして、日照、要は日陰の説明がありました。新設に当たり、四季を通して最小限になるよう設計されたそうです。説明会ではシミュレーションを拝見させていただき、かなり考慮されていると思います。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の増田委員からの報告を求めます。

増田委員 議席番号8番、増田です。

現地調査をしてまいりました。ただいま布施地区担当推進委員さんから説明のありましたとおりでございます。農地法施行規則第53条第5項の規定に基づき、地方公共団体が設置する施設で、土地収用法第3条各号に掲げるものについては農地転用許可を不要とすることとしています。また、山武郡市広域行政組合は、地方自治法上、地方公共団体に該当しますので、転用許可不要の案件であると考えられます。

よろしくお願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査 員からの報告が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、意見なしとすることに御異議ない方は挙手 をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、意見なしとすることに決 定します。

次に、軽微変更分の案件番号2を議題とします。 事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第4条、軽微変更案件番号2について、説明する。 (別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。 次に、隣接地区推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木 (英) 推進委員 隣接地区推進委員の鈴木です。

現地確認を農業委員さんとしてまいりましたが、何ら問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長

隣接地区推進委員からの説明が終わりました。 続きまして、現地調査員の増田委員からの報告を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

昨日ですけれども、現地調査をしてまいりました。ただい ま鈴木推進委員さんから説明のあったとおりでございます。

農業振興地域の整備に関する法律、農地法第5条第2項ただし書に該当するため、転用の許可見込みはあると思います。 よろしくお願いいたします。

議長

事務局の概要説明、隣接地区推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御 異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意 見を付すことに決定します。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、令和3年度第5次農用地利用集積 計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お 諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人明細番号1から14までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方

は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号15を採決しますが、この案件は議席番号13番藤田委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人明細の番号15について採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

藤田委員の入室を許します。

(藤田委員入室)

◎議案第6号

議長

日程第9、議案第6号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮り いたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一 括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画設定等個人明細番号1から4までを一括して 採決します。

本件について、原案のとおり決定すべきものと意見を付す ことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき ものと意見を付すことに決定します。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関す

る意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き番号ごとに隣接地区推進委員並びに地区担当推進 委員からの説明を求めます。

最初に、番号1について、隣接地区推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木(英) 推進委員 隣接地区推進委員の鈴木でございます。

会社自体としては16町歩くらいの面積だそうです。会社が 取り扱う面積としては100町歩以上の面積があるそうです。 それで、主に加工がメインとしての取扱いがあるようです。 あと、果樹ということなんですが、育苗ハウスを利用しブドウを作っているそうです。

よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号2について、地区担当推進委員の齋藤委員から の説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

水稲を大規模にやっており、1回で施肥・除草・殺虫の同時処理、また、規模に応じた機械の導入により、作業の効率を図っているということであります。

よろしくお願いします。

議長

隣接地区推進委員並びに地区担当推進委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第7号、番号1、番号2について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(举手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべき ものと意見を付すことに決定します。

◎議案第8号

議長

日程第11、議案第8号、青年等就農計画認定申請に関する 意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第8号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

引き続き、議案第8号、番号1について、地区担当推進委 員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員地区担当推進委員の伊藤です。

この方は農業法人のほうで長年勤務してまして、独立する ような形で白幡のほうに畑を借りて耕作するそうです。地元 としては問題ないので、頑張ってくれればというような意見 です。

よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。 質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし ます。

議案第8号、番号1について、原案のとおり認定すべきも のと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたしま す。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべき ものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。 その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は9月6日月曜日、本庁舎3階大会議室を予定 していますので、御参集お願いいたします。